

令和7年度

南部町特定環境保全公共下水道
東西町浄化センター改築実施設計業務委託

仕様書

令和7年6月

南部町建設課

令和7年度 南部町特定環境保全公共下水道
東西町浄化センター改築実施設計業務委託
標準仕様書

第1章 総則

1. 1 業務の目的

本委託業務（以下業務という）は、本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象施設の改築工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

1. 2 一般仕様書の適用

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1. 3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

1. 4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

1. 5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するように努めなければならない。

1. 6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1. 7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することのないように努めなければならない。

1. 8 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（計画通知等）に関する事務に必要な図書作成を遅滞なく行わなければならない。

1. 9 提出図書

(1) 受注者は、業務の着手及び完了に当たって、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を提出しなければならない。

(イ) 着手届 (ロ) 工程表 (ハ) 管理技術者届 (ニ) 職務分担表
(ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

1. 10 管理技術者及び技術者

(1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する施術者を配置しなければならない。

(2) 技術者は、技術士（総合技術監理部門（下水道））、技術士（上下水道部門（下水道））、RCCM（下水道部門）または下水道法に規定された資格を有するものとし、業

務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

(3) 受注者は、業務の進捗を図るために、十分な数の技術者を配置しなければならない。

1. 11 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1. 12 成果品の審査

(1) 受注者は、業務完了時に発注者の成果品審査を受けなければならない。

(2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。

(3) 業務完了後において、明らかに受注者を責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者はただちに、当該業務の修正を行わなければならない。

1. 13 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を成果品として納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務完了とする。

1. 14 関係官公庁等の協議

受注者は関係官公庁等との協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1. 15 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1. 16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は、発注者受注者協議の上、これを定める。

第2章 設計一般

2. 1 一般事項

- (1) 業務の実施に当たって、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

2. 2 設計基準等

設計に当たっては、発注者の指定する図書及び本仕様書第6章の図書を参考にして、設計業務を行わなければならない。

2. 3 設計上の疑義

設計上疑義を生じた場合は、発注者と協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

2. 4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

2. 5 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、測量、土質調査資料、完成図書、竣工図、設計図書等を所定の手続きによって貸与する。

2. 6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

2. 7 現地調査

受注者は、現地を踏査し、発注者の下水道事業計画図書、測量、土質調査資料等に基づき、下記事項について、確認しておかななければならない。

- (1) 地形、その他
用地境界、周囲の状況、地盤高、排水の状況、連絡道路、水道、ガス、電気の経路等
- (2) 地質
地質調査資料と現地との関係
- (3) 関連管渠の位置、形状、管底高
- (4) 吐口の予定位置
- (5) 放流先の状況
- (6) その他設計に必要な事項

2. 8 改築実施設計（詳細設計）

(1) 改築実施設計（詳細設計）

改築実施設計（詳細設計）とは、「長寿命化計画」「ストックマネジメント計画」又は「改築実施設計（基本設計）」に従い、既存施設の改築等を行うために必要な設計図書（設計図・計算書等）の作成業務をいう。

第3章 実施設計（基本設計・詳細設計）

3. 1 改築実施設計（詳細設計）図書の作成に関する作業

改築実施設計（詳細設計）業務は、次の事項の確認並びに詳細設計図書の作成を行い、改築実施設計（詳細設計）図書として、まとめなければならない。

（1） 改築実施設計（詳細設計）業務で確認する事項

改築実施設計（詳細設計）業務において、次の事項を確認しなければならない。

（イ）受注者は、改築実施設計（詳細設計）業務を進めるに当たり、設計対象施設に関する基本設計の内容について確認を行わなければならない。

（ロ）工事の施工に必要な代替施設、池・水路等の締切り・切廻し用構造物、排水用施設・設備、補強用構築物、搬出入用構築物等（以下、仮設構築物等という。）の要否の確認及びその設置・撤去方法、設計条件、荷重条件等の確認又は検討を行わなければならない。

（2） 改築実施設計（詳細設計）業務で行う計算書等の作成に関する作業

受注者は、発注者が貸与した資料、又は受託者が調査した事項について、整理し、確認又は計画を行った後に次の作業を行う。

なお、確認された基本設計図書のうちで、改築実施設計（詳細設計）で使用できるものは、再使用を妨げない。

（イ）機械関係

- ① 設備容量計算書
能力，台数，出力等
- ② 機器リスト表
- ③ 特殊設備の安全性・安定性に対する検討書
- ④ 主要機器重量表及び建築荷重設定表
- ⑤ 機器搬出入計画書
- ⑥ 施工計画書（含む仮設構築物等各種計算書）

（3） 詳細設計図の作成に関する作業

受注者は、改築施設並びに仮設構築物等について次に示す詳細設計図を作成すること。

（イ）機械関係

- ① フローシート（全体及び施設又は設備ごと）
- ② 全体配置平面図
- ③ 配置平面図（施設ごと）
- ④ 配置断面図（施設ごと）
- ⑤ 配管全体図
- ⑥ 水位関係図，箱抜き参考図等（土木に準ずる）
- ⑦ 既設撤去図
- ⑧ 工事特記仕様書

(4) 工事設計書の作成に関する作業

受注者は、発注者の示す様式、資料により次のものを作成すること。

- (イ) 数量計算書（材料）
- (ロ) 工期算定計算書
- (ハ) 見積依頼書
- (ニ) 工事設計書（金抜設計書）

第4章 照査

4. 1 照査の目的

受注者は、業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

4. 2 照査の体制

受注者は、遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

4. 3 照査事項

受注者は、設計全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

(1) 実施設計（詳細設計）

(イ) 設計計画の妥当性（設計方針，設計条件等）の照査

(ロ) 各種計算書の適切性に関する照査

(ハ) 各種設計図の適切性に関する照査

(ニ) 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

第5章 提出図書

5. 1 提出図書

提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼とする。また、製本はすべて表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。なお、成果品の作成に当たっては、その編集方法についてあらかじめ発注者と協議すること。

改築実施設計（詳細設計）の提出図書は「5. 2 実施設計（詳細設計）提出図書」に準じる。

5. 2 実施設計（詳細設計）提出図書

(1) 機械関係

(イ) 実施設計（詳細設計）図	A 3判折りたたみ製本	3部と電子データ
(ロ) 計算書（数量計算書を除く）	A 4又はA 3判製本	3部と電子データ
(ハ) 特記仕様書	A 4判製本	3部と電子データ
(ニ) 工事設計書	A 4判	電子データ

(2) 議事録	A 4判	3部と電子データ
---------	------	----------

第6章 参考図書

6. 1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 土木工事一般仕様書（発注者の仕様書）
- (2) 建築工事・建築設備工事一般仕様書（発注者の仕様書）
- (3) 機械設備工事一般仕様書（発注者の仕様書）
- (4) 電気設備工事一般仕様書（発注者の仕様書）
- (5) 日本工業規格（J I S）
- (6) 日本下水道協会規格（J S W A S）
- (7) 電気規格調査会標準規格（J E C）
- (8) 日本電機工業会標準規格（J E M）
- (9) 日本農業規格（J A S）
- (10) 日本電線工業会標準規格（J C S）
- (11) 内線規程、配電規程（日本電気協会）
- (12) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (13) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (14) 小規模下水道計画・設計・維持管理指針と解説（日本下水道協会）
- (15) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (16) 下水道施設耐震計算例－処理場・ポンプ場編－（日本下水道協会）
- (17) 水理公式集（土木学会）
- (18) コンクリート標準示方書（土木学会）
- (19) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計法－（日本建築学会）
- (20) 鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説－許容応力度設計と保有水平耐力－（日本建築学会）
- (21) 鋼構造設計規準－許容応力度設計法－（日本建築学会）
- (22) 建築基礎構造設計指針（日本建築学会）
- (23) 壁式構造関係設計規準集・同解説 壁式鉄筋コンクリート造編（日本建築学会）
- (24) 土木C A D製図規準（土木学会）
- (25) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課，設備・環境課監修 建築工事設計図書作成基準，建築設備工事設計図書作成基準及び同解説（公共建築協会）
- (26) J I Sハンドブック 7 機械要素（日本規格協会）
- (27) J I Sハンドブック 19, 20-1, 20-2（電気設備Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ）（日本規格協会）
- (28) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 建築工事標準詳細図
- (29) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- (30) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- (31) 国土交通省大臣官房技術調査室土木研究所監修 土木構造物設計ガイドライン（全日本建設技術協会）

- (32) 改訂 解説・河川管理施設等構造令（日本河川協会）
- (33) 港湾の施設の技術上の規準・同解説（日本港湾協会）
- (34) 揚排水ポンプ設備技術基準（案）同解説，揚排水ポンプ設備設計指針（案）同解説（河川ポンプ施設技術協会）
- (35) 国土交通省大臣官房官庁営繕部 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- (36) 国土交通省大臣官房官庁営繕部 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (37) 国土交通省大臣官房官庁営繕部 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- (38) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修 建築構造設計規準及び同解説（公共建築協会）
- (39) 建設大臣官房官庁営繕部監修 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（公共建築協会）
- (40) 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備課監修 建築設備設計基準（公共建築協会）
（全国建設研修センター）
- (41) 国土交通省大臣官房官庁営繕部 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- (42) 国土交通省大臣官房官庁営繕部 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- (43) 国土交通省大臣官房官庁営繕部 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- (44) ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・マニュアル編）（ダム・堰施設技術協会）
- (45) ダム・堰施設技術基準（案）（基準解説編・設備計画マニュアル編）（ダム・堰施設技術協会）
- (46) 水門・樋門ゲート設計要領（案）（ダム・堰施設技術協会）

令和7年度 南部町特定環境保全公共下水道
東西町浄化センター改築実施設計業務委託
特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「令和7年度 南部町特定環境保全公共下水道 東西町浄化センター改築実施設計業務委託 標準仕様書 第1章 1.1及び1.2に定める特記仕様書」とし、この仕様書に記載されていない事項は前記標準仕様書による。

2. 業務の対象

1. 委託の対象

1-1 終末処理場

(イ) 名称：東西町浄化センター

(ロ) 位置：鳥取県西伯郡南部町大字福成字亀屋谷下

(ハ) 下水排除方式：分流式

(ニ) 処理方式

汚水：オキシデーションディッチ法

汚泥：濃縮－移動脱水

(ホ) 能力

計画1日最大汚水量：1,030m³/日

既設能力：1,030m³/日

(ヘ) 供用開始時期：平成2年4月

1-2 マンホールポンプ場（本業務対象外）

(イ) 位置 全8箇所（別添位置図参照）

3. その他特記事項

1. 設計対象施設

(注) 次頁以降の参考により、設計対象水量、設計範囲及び補正を記載する。

1. 1 終末処理場改築実施設計（詳細設計）

(1) 設計対象施設と設計範囲

設計 工種	—土木設計—				—建築設計—				機械設計				—電気設計—				適用		
	設計対象 水量 (m ³ /日)	改築 レベル	構成部分	設計 範囲	設計対象 水量 (m ³ /日)	改築 レベル	構成部分	設計 範囲	設計対象 水量 (m ³ /日)	改築 レベル	構成部分	設計 範囲	設計対象 水量 (m ³ /日)	改築 レベル	構成部分	設計 範囲			
流入渠			躯体								ゲート設備				負荷設備				
			内部防食 ・防水																計装設備
			手摺・蓋等																監視制御 設備
(A・B・C) 沈砂池・ポンプ室			躯体				躯体				ポンプ設備				負荷設備				
			内部防食 ・防水								建築機械						ゲート設備	計装設備	
			手摺・蓋等								建築電気						除砂設備	監視制御 設備	
											仕上げ等						除塵設備		
(A・B・C) ポンプ室			躯体				躯体		1,030	3	ポンプ設備	◎			負荷設備				
			内部防食 ・防水								建築機械				ゲート設備		計装設備		
			手摺・蓋等								建築電気				除塵設備		◎	監視制御 設備	
											仕上げ等								
沈砂池			躯体				躯体				ゲート設備				負荷設備				
			内部防食 ・防水								建築機械						除砂設備	計装設備	
			手摺・蓋等								建築電気						除塵設備	監視制御 設備	
											仕上げ等								
導水渠			躯体								ゲート設備				負荷設備				
			内部防食 ・防水																計装設備
			手摺・蓋等																監視制御 設備
汚水調整池			躯体				躯体				ゲート設備				負荷設備				
			内部防食 ・防水								建築機械						攪拌設備	計装設備	
			手摺・蓋等								建築電気							監視制御 設備	
											仕上げ等								
ブリエアレー ション タンク			躯体				躯体				ゲート設備				負荷設備				
			内部防食 ・防水								建築機械						散気装置	計装設備	
			手摺・蓋等								建築電気							監視制御 設備	
											仕上げ等								

設計工種	土木設計				建築設計				機械設計				電気設計				適用
	設計対象水量 (m³/日)	改築レベル	構成部分	設計範囲	設計対象水量 (m³/日)	改築レベル	構成部分	設計範囲	設計対象水量 (m³/日)	改築レベル	構成部分	設計範囲	設計対象水量 (m³/日)	改築レベル	構成部分	設計範囲	
設計対象施設			躯体			躯体					汚泥ポンプ設備				負荷設備		
			内部防食・防水			建築機械					ゲート設備				計装設備		
			手摺・蓋等			建築電気					汚泥掻き寄せ機				監視制御設備		
						仕上げ等					スカム除去設備						
(標準法活性汚泥法) 反応タンク			躯体			躯体					ゲート設備				負荷設備		
			内部防食・防水			建築機械					散気装置				計装設備		
			手摺・蓋等			建築電気									監視制御設備		
						仕上げ等											
(回転生物接触法) 反応タンク			躯体			躯体					ゲート設備				負荷設備		
			内部防食・防水			建築機械					回転円盤				計装設備		
			手摺・蓋等			建築電気									監視制御設備		
						仕上げ等											
(酸素活性汚泥法) 反応タンク			躯体			躯体					ゲート設備				負荷設備		
			内部防食・防水			建築機械					攪拌設備				計装設備		
			手摺・蓋等			建築電気									監視制御設備		
						仕上げ等											
酸素発生装置			躯体			躯体					酸素発生装置				負荷設備		
			内部防食・防水			建築機械									計装設備		
			手摺・蓋等			建築電気									監視制御設備		
						仕上げ等											
(長時間曝気法) 反応タンク			躯体			躯体					ゲート設備				負荷設備		
			内部防食・防水			建築機械					散気装置				計装設備		
			手摺・蓋等			建築電気									監視制御設備		
						仕上げ等											

設計 工種	土木設計				建築設計				機械設計				電気設計				適用
	設計対象 水量 (m³/日)	改築 レベル	構成部分	設計 範囲	設計対象 水量 (m³/日)	改築 レベル	構成部分	設計 範囲	設計対象 水量 (m³/日)	改築 レベル	構成部分	設計 範囲	設計対象 水量 (m³/日)	改築 レベル	構成部分	設計 範囲	
(OD法A・B) 反応タンク			躯体				躯体				ゲート設備				負荷設備		
			内部防食 ・防水				建築機械				エアレーシ ョン設備				計装設備		
			手摺・蓋等				建築電気								監視制御 設備		
							仕上げ等										
最終沈殿池			躯体				躯体				返送汚泥 ポンプ設備				負荷設備		
			内部防食 ・防水				建築機械				余剰汚泥 ポンプ設備				計装設備		
			手摺・蓋等				建築電気				ゲート設備				監視制御 設備		
							仕上げ等				汚泥掻き 寄せ機						
											スカム除去 設備						
塩素消毒施設			躯体				躯体				ゲート設備				負荷設備		
			内部防食 ・防水				建築機械				薬品 貯留設備				計装設備		
			手摺・蓋等				建築電気				薬品 注入設備				監視制御 設備		
							仕上げ等										
放流渠			躯体														
			内部防食 ・防水														
			手摺・蓋等														
吐口			躯体								ゲート設備				負荷設備		
			内部防食 ・防水												計装設備		
			手摺・蓋等												監視制御 設備		
(重力濃縮 タンク)			躯体				躯体				汚泥ポンプ 設備				負荷設備		
			内部防食 ・防水				建築機械				汚泥掻き 寄せ機				計装設備		
			手摺・蓋等				建築電気								監視制御 設備		
							仕上げ等										

設計 工種	土木設計				建築設計				機械設計				電気設計				適用
	設計対象 水量 (m³/日)	改築 レベル	構成部分	設計 範囲	設計対象 水量 (m³/日)	改築 レベル	構成部分	設計 範囲	設計対象 水量 (m³/日)	改築 レベル	構成部分	設計 範囲	設計対象 水量 (m³/日)	改築 レベル	構成部分	設計 範囲	
(機械式) 汚泥濃縮			躯体			躯体					汚泥ポンプ 設備				負荷設備		
			内部防食 ・防水			建築機械					汚泥 濃縮設備				計装設備		
			手摺・蓋等			建築電気					薬品 注入設備				監視制御 設備		
						仕上げ等											
汚泥洗浄タンク			躯体			躯体					汚泥ポンプ 設備				負荷設備		
			内部防食 ・防水			建築機械					汚泥掻き 寄せ機				計装設備		
			手摺・蓋等			建築電気									監視制御 設備		
						仕上げ等											
汚泥消化タンク			躯体								消化タンク 設備				負荷設備		
			内部防食 ・防水								脱硫設備				計装設備		
			手摺・蓋等								余剰ガス 燃焼設備				監視制御 設備		
											ガスホルダ						
ガスブロー室			躯体			躯体					ガスブロー 設備				負荷設備		
			内部防食 ・防水			建築機械									計装設備		
			手摺・蓋等			建築電気									監視制御 設備		
						仕上げ等											
ボイラー室			躯体			躯体					加温設備				負荷設備		
			内部防食 ・防水			建築機械									計装設備		
			手摺・蓋等			建築電気									監視制御 設備		
						仕上げ等											
管理棟			躯体			躯体					プラント 用水設備				受変電 設備		
			内部防食 ・防水			建築機械									制御計装 用電源設備		
			手摺・蓋等			建築電気									監視制御 設備		
						仕上げ等											

設計 工種	土木設計				建築設計				機械設計				電気設計				適用
	設計対象 水量 (m ³ /日)	改築 レベル	構成部分	設計 範囲	設計対象 水量 (m ³ /日)	改築 レベル	構成部分	設計 範囲	設計対象 水量 (m ³ /日)	改築 レベル	構成部分	設計 範囲	設計対象 水量 (m ³ /日)	改築 レベル	構成部分	設計 範囲	
自家発電機室			躯体				躯体								自家発電設備		
			内部防食・防水				建築機械								監視制御設備		
			手摺・蓋等				建築電気										
							仕上げ等										
汚泥処理棟			躯体				躯体							汚泥ポンプ設備			負荷設備
			内部防食・防水				建築機械							計装設備			
			手摺・蓋等				建築電気							監視制御設備			
							仕上げ等							汚泥貯留設備			
処理水再利用施設			躯体				躯体							ポンプ設備			負荷設備
			内部防食・防水				建築機械							計装設備			
			手摺・蓋等				建築電気							監視制御設備			
							仕上げ等										
送風機室			躯体				躯体							空気ろ過設備			負荷設備
			内部防食・防水				建築機械							計装設備			
			手摺・蓋等				建築電気							監視制御設備			
							仕上げ等							送風機			
(A・B) 汚泥焼却炉			躯体				躯体							汚泥貯留移送設備			負荷設備
			内部防食・防水				建築機械							計装設備			
			手摺・蓋等				建築電気							監視制御設備			
							仕上げ等							排ガス処理設備			
														焼却灰貯留設備			
														燃料貯留設備			
汚泥コンポスト化(施設)			躯体				躯体							汚泥貯留移送設備			負荷設備
			内部防食・防水				建築機械							計装設備			
			手摺・蓋等				建築電気							監視制御設備			
							仕上げ等							コンポスト設備			
		コンポスト貯留設備															

設計 工種	土木設計				建築設計				機械設計				電気設計				適用
	設計対象 水量 (m³/日)	改築 レベル	構成部分	設計 範囲	設計対象 水量 (m³/日)	改築 レベル	構成部分	設計 範囲	設計対象 水量 (m³/日)	改築 レベル	構成部分	設計 範囲	設計対象 水量 (m³/日)	改築 レベル	構成部分	設計 範囲	
独立 管廊			躯体								配管、配線、 付帯設備				配管、配線、 付帯設備		
			内部防食 ・防水														
			手摺・蓋等														

注1：設計対象水量は

- ① 土木・建築は、設計対象施設毎に計画1日最大汚水量に施設規模比を乗じたものを記入する。
機械・電気は、設計対象施設毎に計画1日最大汚水量に施設能力比を乗じたものを記入する。

注2：設計範囲（例）

- ◎：図面，数量を含むすべて
○：図面まで
△：数量計算のみ

注3：改築レベルの区分

改築レベル	レベル区分の説明	
	土木・建築	機械・電気
レベル1	該当なし	処理方式、処理フロー及び維持管理方式の変更などに伴い一連の主要設備を新たな仕様（機種、台数、能力、システムなど）へ変更し、改築を行う場合
レベル2	構造物、部屋などの用途変更及び耐震性向上のための補強などによる荷重、躯体部の変更並びに法令基準等の改正対応に伴う改修、改築を行う場合	劣化した主要設備を最新の技術動向に対応した改築と、それに伴う関連設備（補機、電気設備等）の改築を行う場合
レベル3	劣化した付帯設備の単純な改修、改築を行う場合	劣化した設備の仕様変更を伴わない単純な改築を行う場合

(2) 補正 有・無欄の該当カ所に○印をつける。

設計対象施設	補正項目	有・無	補正項目	有・無
東西町 浄化センター	設計対象水量に係る補正	有	脱臭に係る補正	有・無
	排除方式に係る補正	有・無	2階層沈殿池に係る補正	有・無
	地盤に係る補正	有・無	雨水貯留沈殿池に係る補正	有・無
	増築に係る補正	有・無	放流渠に係る補正	有・無
	合棟に係る補正	有・無	吐口に係る補正	有・無
	分棟に係る補正	有・無	処理水再処理施設に係る補正	有・無
	覆蓋に係る補正	有・無		
	構造分類に係る補正	有・無	消化タンク・円形水槽に係る補正	有・無
	杭基礎に係る補正	有・無	補正	

(3) 対象設備

①機械（終末処理場）

- ・スクリーンユニット【更新】
- ・2系 No.1 汚水ポンプ【更新】
- ・2系 No.2 汚水ポンプ【更新】

②電気（終末処理場）

- ・2系汚水ピット水位計【更新】

(4) 位置図

西伯町東西町浄化センター一般平面図



